

令和5年度
港区内部統制評価報告書審査意見書

令和6年11月

港区監査委員

6港監第691号

令和6年11月12日

港区長 清家 愛 様

港区監査委員 徳重 寛之

同 有賀 謙二

同 二島 豊司

同 砂川 佳子

令和5年度港区内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、令和5年度港区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和5年度港区内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

「令和5年度港区内部統制評価報告書」（以下「報告書」という。）

第2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、港区長が作成した報告書について、港区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかの観点から検討を行い審査した。

第3 審査の実施内容

報告書について、港区長から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

第4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査したところ、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(裏面あり)

第5 その他意見

各課の自己評価では、評価期間中に不適正事務が発生し「不備あり」とした件数が、令和4年度の19件から5年度は37件と大幅に増加している。

区は、評価基準日までに再発防止策を講じるなど不適正な事務は是正されているが、依然として増加する不適正事務の発生を踏まえ、内部統制の更なる推進が必要であるとしている。また、再発防止策が一過性のものにならないよう指導するとともに、不適正事務の事例を庁内共有し、一定期間経過後に再発防止策の効果測定などに取り組むとしている点は評価する。

本制度が効果的に運用されるためには、不適正事務の区民や事業者に与える影響やICT化の益々の進展など複雑化する環境変化を十分考慮しながら、常にリスク選定基準の見直しに取り組んでいくことが重要と考える。

また、この区の実施を区民に対して積極的に周知することが必要である。本制度は国の基準に沿って運用されているものであるが、周知に当たっては、より区民が理解しやすいよう表現の工夫などに努められたい。